

島根県助成金・支援金・助成金

・出雲市中小企業者等事業復活支援給付金(出雲市)

対象：次の（１）から（５）のすべてに該当している中小企業者等

（１）市内に事業所を有し、新型コロナウイルスの影響で売上が減少していること

（２）2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、20%以上30%未満減少していること

（３）国が実施する事業復活支援金の対象ではないこと

（４）市税の滞納がないこと

（５）今後も事業継続の意思があること

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1648169831235/index.html>(出雲市 HP)

・新事業チャレンジサポート事業(益田市)

対象：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める業種を市内で営む法人又は個人事業主で以下を満たすもの

・市税滞納がないこと

・島根県企業立地促進条例に規定する認定の対象でないこと

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/sangyoshiencenter/6/1/6775.html>(益田市 HP)